

## ひとの動き

6月16日～7月15日届出分 (敬称略)

### お誕生日おめでとう

| 氏名                | 保護者                     | 住所  |
|-------------------|-------------------------|-----|
| ◎大塚 光 (おおつか ひかる)  | ( 壮・幸 ) ( たけし みゆき )     | 清水川 |
| ◎中井 勇吹 (なかい いぶき)  | ( 大樹・理恵 ) ( ひろき りえ )    | 東 町 |
| ◎岩本 詩万 (いわもと し ま) | ( 啓幸・亜紀子 ) ( ひろゆき あきこ ) | 落 合 |
| ◎加場 依夏 (かば い な)   | ( 隆志・つかさ ) ( たかし )      | 境   |
| ◎永江 彩華 (ながえ さち)   | ( 聖久・絵理 ) ( きよひさ えり )   | 宮 前 |
| ◎岡田 紗奈 (おかだ さな)   | ( 圭司・京子 ) ( けいじ きょうこ )  | 御内容 |
| ◎今岡 啓史 (いまおか ともひ) | ( 靖史・みほ ) ( やすふみ )      | 法勝寺 |

### ご冥福を祈ります

| 氏名                  | 年齢  | 住所  |
|---------------------|-----|-----|
| ●橋本 一夫 (はしもと かずお)   | 85歳 | 下中谷 |
| ●井上 喜美枝 (いのうえ きみえ)  | 94歳 | 中   |
| ●景山 季子 (かげやま すえこ)   | 99歳 | 阿 賀 |
| ●丸山 サツエ (まるやま さつえ)  | 84歳 | 境   |
| ●山田 高利 (やまだ たかとし)   | 84歳 | 鴨 部 |
| ●大江 千代枝 (おおえ ちよえ)   | 97歳 | 馬佐良 |
| ●野口 史郎 (のぐち しろう)    | 80歳 | 福 成 |
| ●仲田 俊枝 (なかだ としえ)    | 87歳 | 荻 名 |
| ●都田 強 (みやこだ つよし)    | 84歳 | 天 萬 |
| ●福岡 祥二 (ふくま しょうじ)   | 69歳 | 天 萬 |
| ●岡田 聖美 (おかだ きよみ)    | 88歳 | 高 姫 |
| ●小谷 美治 (こ だに よしはる)  | 86歳 | 天 萬 |
| ●亀尾 筆子 (かめお ぶでこ)    | 95歳 | 福 成 |
| ●吉持 愛子 (よしもち あいこ)   | 83歳 | 田 住 |
| ●前田 幸夫 (まえ た ゆきお)   | 86歳 | 馬 場 |
| ●仲田 布壽子 (なかだ ふ こ)   | 95歳 | 荻 名 |
| ●遠藤 美濤 (えんどう みなみ)   | 85歳 | 天 萬 |
| ●前谷 多恵子 (まえ たに たへこ) | 70歳 | 福 成 |
| ●小原 節代 (こはら せつよ)    | 87歳 | 阿 賀 |
| ●山縣 忠治 (やまがた ちゅうじ)  | 70歳 | 円 山 |
| ●池田 勝治 (いけだ かつ)     | 81歳 | 井 上 |
| ●由良 芳江 (ゆら よしえ)     | 89歳 | 上中谷 |

※届け出時に広報への掲載を同意された方のみ載せています

### わたしたちの町 7月1日現在

|     | 人 口     | 前月比    |
|-----|---------|--------|
| 男   | 5,535人  | - 7 人  |
| 女   | 6,236人  | - 1 人  |
| 計   | 11,771人 | - 8 人  |
| 世帯数 | 3,936世帯 | + 8 世帯 |

※外国人登録者を含む

### 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ 追納をおすすめします!

国民年金保険料の免除 (全額免除・一部納付) ・若年者納付猶予などの承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める (追納) ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納の申込手続・お問い合わせは下記までお願いします。

※申請には年金手帳・印鑑をお持ちください

#### 【申請・問合せ先】

日本年金機構米子年金事務所 (☎34-6111)

町民生活課 (☎66-3114)

### 自転車運転中の傘差し・携帯電話の使用に 5万円以下の罰則!

10月1日から、鳥取県道路交通法施行細則の一部改正により、自転車運転中の傘差し・携帯電話の使用等に罰則が科されます。

#### ◇自転車の運転中の傘差し

傘を差しながら運転してはいけません。雨の日は雨着を着用して運転しましょう。日傘も違反となります。

#### ◇自転車運転中の携帯電話の使用等

携帯電話を手に持って通話したり、画像を注視しながら運転してはいけません。

#### ◇有効な警音器を備えていない自転車の運転

有効な (音のよく鳴る) 警音器を備えていない自転車を運転してはいけません。



### 8月の税金・使用料

- ・町県民税
- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・下水道使用料
- ・公営住宅家賃
- ・学校給食費 (7月分)
- ・保育料

納付期限 **8月31日(水)**